

相愛大学私費外国人留学生授業料減免規程

平成31年2月26日 常任理事会制定

(目的)

第1条 この規程は、相愛大学（以下「本学」という。）の学部又は専攻科又は大学院研究科に在籍する私費外国人留学生の授業料を減免することにより、経済的に修学困難な留学生の経済的負担を軽減して学業の継続を援助することを目的とする。

(対象者)

第2条 授業料の減免を申請できる者は、本学の正規課程に在籍する私費外国人留学生とする。ただし、次の各号の一に該当する者は申請できない。

- (1) 休学中の者
- (2) 留年した者（ただし、病気その他やむを得ない事由により留年した者は除く。）

(申請手続)

第3条 授業料の減免を希望する者は、所定の申請書に必要事項を記載のうえ、所定の期日までに申請しなければならない。

(選考及び決定)

第4条 授業料を減免する者（以下「減免者」という。）の選考は、別に定める選考基準に基づき、国際交流委員会が行う。

- 2 減免者の決定は、前項に定める選考結果の報告を受けて、学長が行う。
- 3 学長は、前項に定める減免者の決定結果を理事長に報告するものとする。

(減免額及び期間)

第5条 授業料の減免額は、年間授業料の50%を上限とし、学長が決定する。

- 2 授業料の減免期間は、決定された当該年度に限る。
- 3 前項の規定に関わらず、必要な場合は、次年度の更新等の申請をすることができる。

(減免の取消し)

第6条 減免者が、次の各号の一に該当し、国際交流委員会において減免者として不適格であると認めるときは、学長はその減免を取消すことがある。

- (1) 退学又は休学した場合
 - (2) 学則に定める懲戒事由に該当した場合
 - (3) その他、減免者として適当でないと認められた場合
- 2 学長は、前項に定める減免の取消しを行ったときは、理事長に報告するものとする。

(減免取消しの場合の授業料の取扱い)

第7条 前条の規定により、年度途中で授業料の減免を取消された者は、その取消された日の属する月の翌月以降の納付分から正規の授業料を納入しなければならない。

(届出)

第8条 減免者が次の各号の一に該当する場合は、ただちに学長に届け出なければならない。ただし、本人の病気・死亡などの場合は、保証人が代わって届出ることができる。

- (1) 退学又は休学した場合
- (2) 本人又は保証人の住所等重要な事項に変更があった場合

(事務の所管)

第9条 この規程に関する事務は、教学課が行う。

(規程の改廃)

第10条 この規程の改廃は、大学評議会の審議を経て、学長が発議し、常任理事会の議を経て、理事長が行う。

附 則

- 1 この規程は、平成31年4月30日から施行する。
- 2 この規程の施行に伴い、「相愛大学私費外国人留学生授業料等納付金減免規程」(平成20年11月25日制定)は廃止する。
- 3 この規程の施行前に在籍している留学生に関しては、なお従前の例による。